

法改正!!

安全管理者の選任要件が変わりました

1 何が変わるの？

平成18年10月1日より安全管理者の資格要件が見直され(安衛則第5)、厚生労働大臣が定める研修を受けた者の中から安全管理者を選任しなければならなくなりました。また、安全管理者として選任された経験が2年未満の安全管理者(平成16年10月2日以後選任)に関しても、研修の修了が義務付けられました。

2 安全管理者選任時研修の内容は？

安全管理者が的確にその職務を遂行するために必要な実務能力を身に付け、事業場の安全衛生水準の向上を図るための研修です。1日で約10時間の研修を通し、安全管理、安全教育、労働衛生マネジメントシステム、関係法令について学びます。

3 対象者は誰？

労働者が常時50人以上の屋外産業的業種・工業的業種の事業場で、

下記に当てはまる方

- 新たに安全管理者に選任予定の方
- 安全管理者に選任されて2年未満の方

カリキュラム

9:30~9:40	開講挨拶・オリエンテーション
9:40~11:10	安全管理①
11:10~11:20	休憩
11:20~12:50	安全管理②
12:50~13:50	昼休憩
13:50~15:20	安全教育
15:20~15:30	休憩
15:30~17:00	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等①
17:00~17:10	休憩
17:10~18:40	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等②
18:40~19:10	休憩
19:10~20:40	関係法令
20:40~20:50	修了証の授与

ウェルネットの研修はここが違う!!

1. 講師は労働安全のプロである労働安全コンサルタント等が担当します
2. 衛生管理者試験対策のノウハウと確かな実績に裏付けされた研修です
3. 修了証の交付を行います

受講料(教材費・税込)

一般	20,000円
免除区分①	11,000円
免除区分②	14,000円
免除区分①、②の場合	4,000円

(会場までの交通費及び昼食代は含みません)

※免除科目の要件

- a. 労働災害防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針(平成元年能力向上教育指針公示第1号)別表1に基づく安全管理者能力向上教育(初任時)を修了した者 → **免除区分①(安全管理・安全教育が免除されます)**
- b. 平成12年9月14日付け基発第577号の別添3に基づくリスクアセスメント担当者(製造業等)研修及び平成11年6月11日付け基発第372号の別添2に基づく労働安全衛生マネジメントシステム担当者研修を修了した者 → **免除区分②(危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等が免除されます)**
- c. 平成13年3月26日付け基発第177号の別紙1に基づく職長等教育講師養成講座又は別紙3に基づく職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者 → **免除区分①(安全管理・安全教育が免除されます)**

■研修日程

ウェルネットホームページにて確認いただくか、関西地区代理店の弊社までお問い合わせください。

ウェルネットのHPで詳しい情報や講座の空き状況を確認できます。 <http://www.wellnet-jp.com/eisei/>